

第10回福島地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1 日時

令和7年7月28日（月）14:00～15:25

2 場所

福島県庁北庁舎及びTV会議システムによる開催

3 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、海上保安庁
- (2) 関係自治体等 : 福島県、福島県警察本部
- (3) オブザーバー : いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村、福島市消防本部、伊達地方消防組合消防本部、郡山地方広域消防組合消防本部、相馬地方広域消防本部、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、いわき市消防本部、東京電力ホールディングス株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 林田推進官、伊藤補佐、松浮主査、坂中防災専門官、山下防災専門官

4 議事

- (1) 避難計画の充実化に向けた県の取組について
- (2) 広域避難計画における橋渡し事業について
- (3) 福島県原子力防災訓練について
- (4) その他

5 配布資料

- ・資料1 避難計画の充実化に向けた県の取組について
- ・資料2 広域避難計画における橋渡し事業について
- ・資料3 福島県原子力防災訓練について
- ・資料4 屋内退避の運用について（「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」報告書の概要）

6 概要

- (1) 避難計画の充実化に向けた県の取組について
 - ・福島県から、避難計画は、原子力災害時により迅速に対応できるよう、同計画の具体化・充実化のため、不断の見直しをすることが重要であることから、関係市町村の基礎データの取りまとめを行っていく旨の説明があった。その後、資料1に基づき、富岡町のデータを例に、取りまとめた具体的な項目について説明をするとともに、令和6年度末時点でそれらの項目については、概ね取りまとめが完了した旨の報告があった。今後、基礎データを関係機関で共有し、不測の事態に備えるとともに、訓練でも活用していく旨の発言があった。
 - ・内閣府より、議題1に関連して、基礎データの情報共有について質問があった。これに対して福島県から、国や関係市町村に対して、適宜最新のデータを共有したうえで、発災時に的確に対応できる体制を整えていきたい旨の回答があった。

(2) 広域避難計画における橋渡し事業について

- ・福島県から、広域避難の更なる実効性向上を目的に、避難所などの情報を具体化し、広域避難を円滑にするために「広域避難計画における橋渡し事業」を実施している旨の説明があった。その後、資料2に基づき、昨年実施した事業結果を参考に「橋渡し事業」の効果や進め方等の説明があった。
- ・内閣府から、檜葉町及び富岡町に対し、昨年の事業結果について質問があった。これに対し檜葉町から、避難中継所で避難所を割り振りを行う際に、コミュニティを確保したうえで避難所を割り振ることについて、避難先である会津美里町と合意が図られ、避難計画の改定につながった旨の回答があった。富岡町からも、避難先である郡山市が災害対応で使用する施設と富岡町民の避難先が重複しないよう避難先を修正するなど、計画の実効性向上が図られた旨の回答があった。福島県からも、本事業を通して広域避難の実効性をさらに向上させていく旨の発言があった。
- ・双葉町から、広域避難の際に懸念される渋滞対策の検討を同事業に盛り込んでほしい旨の要望があった。これに対して福島県から、渋滞解消に資する渋滞情報については「福島県総合防災情報システム」によって関係者間で共有できるようになっている旨の回答があった。また内閣府からも、避難計画を検証するうえで渋滞対策の検討は重要であり、他地域で実施している渋滞シミュレーションの知見を踏まえた支援ができると考える旨の回答があった。
- ・内閣府より、議題2に関連して、「広域避難計画における橋渡し事業」の今後の対象自治体について質問があった。これに対して福島県から、今年度は大熊町とその避難先の喜多方市を対象として事業を行い、それ以降は各自自治体と協議の上橋渡し事業を実施していく旨の回答があった。

(3) 福島県原子力防災訓練について

- ・福島県から、資料3に基づき、福島第一原子力発電所が発災したという想定で実施した令和6年度福島県原子力防災訓練の実施結果について説明があり、新たな取り組みとして、福島県総合防災情報システムの活用を試行した等の紹介があった。また、令和7年度福島県原子力防災訓練では、福島第二原子力発電所で発災したという想定で、富岡町を対象に住民避難訓練を行う旨の説明があった。
- ・内閣府から、福島県総合防災情報システムの概要、訓練での具体的な活用方法等について質問があった。これに対して福島県から、同システムは、インフラの被害情報や避難所の開設状況など福島県災害対策本部が持っている情報を関係機関に共有できるものであり、同システムを原子力災害対応に活用することで、いち早く自然災害に関する情報をオフサイトセンター等の各機能班にも共有できること、また同システムの習熟のために、一般防災及び原子力防災に関する研修で同システムの扱い方を学ぶなど、職員のスキルアップに努めている旨の回答があった。
- ・内閣府から、昨年度の福島県訓練の課題及びそれを踏まえた改善点及び今年度の訓練ポイントについて質問があった。これに対して福島県から、昨年度の県災害対策本部運営訓練ではプレイヤーとして参加する機能班が少なく、実発災時の情報伝達体制とは異なっていたことが課題であったことから、今年度はプレイヤー

として訓練に参加する県災害対策本部の機能班を増やし、実発災時により近い情報連絡体制で訓練を実践することや、昨年度から引き続き福島県総合防災情報システムを活用してシステムの習熟度を高めていくことが今年度の訓練のポイントである旨の説明があった。

- ・内閣府より、「福島県総合防災情報システム」では避難経路のどこが渋滞しているかなども共有できるのか質問があった。これに対して福島県から、同システムの地図上にプロットすることは難しいものの、クロノロジー機能で渋滞情報の共有を図ることができるが、その情報を必要とする者にどう周知するかが課題である旨の回答があった。
- ・内閣府から福島県原子力防災訓練に関連して、自治体職員向けの原子力防災に関する研修を内閣府としても用意しており、そのうち、オフサイトセンター図上演習は、「オフサイトセンター運営訓練」の練習にもなるため、適宜活用して原子力災害対応能力の向上に役立ててほしい旨、紹介があった。

(4) その他

- ・原子力規制庁から、資料4に基づき、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」における検討結果として、
 - ✓従前どおり全面緊急事態時には、UPZ 全域で屋内退避を実施すること
 - ✓屋内退避は、①原子炉施設の状態が安定していること、②プルームが滞留していないこと、この2つの要件を満たす場合に解除すること
 - ✓屋内退避を継続できるかを判断するタイミングの最初の目安を屋内退避開始から3日後とし、3日後以降は日々屋内退避の継続可否を判断していくこと
 - ✓屋内退避から避難への切替えについては、地方自治体からの情報提供等を踏まえ、国が総合的に判断すること
 - ✓屋内退避中に、住民が生活の維持に必要な一時的な外出をすることは、屋内退避を継続するうえで必要な行為であることとされたことについて、説明があった。
- ・また、これらの検討結果を踏まえ、屋内退避の解除、屋内退避の継続を判断するタイミングの目安、避難への切替え、屋内退避中の一時的な外出等について原子力災害対策指針へ反映するために、令和7年9月の原子力規制委員会において当該指針の改正について付議する予定であることなどについて、説明があった。

以上